

## ●委員会及び分科会等に係る特任連携会員の選考の在り方について

〔平成23年12月21日〕  
日本学術会議第142回幹事会決定

委員会及び分科会等（分科会及び小分科会をいう。以下同じ。）に係る特任連携会員（日本学術会議会則第7条第1項に定める連携会員をいう。以下同じ。）の選考の在り方について、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。

（推薦）

**第1** 特任連携会員の推薦は次の各号により行うものとする。

(1) 委員会及び分科会等の審議に参画する特任連携会員の推薦（副会長による推薦及び第4項各号に規定する推薦の場合を除く。）を行う際は、各部は、第2項に規定する選考要件に基づき審査を行い、各部の長の事前の了承の下、事務局を經由して幹事会に提案する。

第4項各号に規定する推薦の場合には、同項に規定する「幹事会が別に定める会議」が第2項に規定する選考要件に基づき審査を行い、事務局を經由して幹事会に提案する。

なお、いずれの場合においても、幹事会に提案する前に、本人の内諾を得ておくこと。

(2) 国際会議等への代表派遣を目的とする特任連携会員の推薦を行う際は、国際委員会は、第3項に規定する選考要件に基づき審査を行い、事務局を經由して幹事会に提案する。なお、幹事会に提案する前に、本人の内諾を得ておくこと。

（委員会、分科会等への審議参画のための選考要件）

**第2** 委員会及び分科会等の審議に参画する特任連携会員の選考要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 連携会員等との関係

委員会及び分科会等は、会員又は連携会員（特任連携会員を除く。以下この号、第4号及び第3項第1号において同じ。）で構成することを原則とする。特任連携会員の任命は、会員、連携会員の中に、国際業務や特定の専門的事項に係る深い見識を有する専門家がおらず、会員、連携会員のみでは十分な審議をすることが困難である場合に限る。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として特任連携会員を任命する必要がある場合には、原則として、当該団体の代表及びそれに準ずる役員（運営組織の役員）を対象とする。

(2) 特任連携会員の任期

任期は、原則として、常設の委員会又は分科会等に参画する場合は期末までとし、時限設置の委員会又は分科会等に参画する場合は当該委員会又は分科会等の設置期

限満了までとする。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として任命された特任連携会員の任期は当該役員の任期内に限るものとする。

(3) 委員構成に占める割合

ア 委員会及びこれに置かれる分科会等の特任連携会員数は、それぞれ次に掲げる人数を超えないものとする。

(ア) 分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等 1名

(イ) 幹事会の附置委員会、課題別委員会及びこれらの委員会に置かれる分科会等並びに機能別委員会に置かれる分科会等並びに若手アカデミー及び同アカデミーに置かれる分科会 委員数の5分の1に相当する数又は10人のいずれか少ない数

イ アに規定する基準によると十分な審議をすることが困難である特段の事情がある場合は、ウに規定する手順を経て、それぞれ次に掲げる人数を超えない限りで、特任連携会員を任命することができる。

(ア) 分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等（国際対応分科会等を除く）  
2名

(イ) 幹事会の附置委員会、課題別委員会及びこれらの委員会に置かれる分科会等並びに機能別委員会に置かれる分科会等及び分野別委員会に置かれる国際対応分科会等並びに若手アカデミー及び同アカデミーに置かれる分科会 委員数の2分の1に相当する数又は10人のいずれか少ない数

ウ イの特例措置を求める場合、提案者は、当該特例措置を必要とする特段の事情を具体的に記載した書面を幹事会に提出し、その承認を受けるものとする。

(4) 特任連携会員数

特任連携会員は一般の連携会員を補完するという位置づけであることに鑑み、その総数は一般の連携会員と特任連携会員を合わせた数の10%程度を上限とし、抑制的に運用する。

当分の間、部ごと（部がつかさどる科学分野ごと）の特任連携会員数の上限及び国際業務に携わる特任連携会員数の上限の設定は行わないが、上記の10%程度の上限を念頭に、抑制的に、幹事会において適宜、調整を図ることとする。

（代表派遣のための選考要件）

**第3** 国際会議等への代表派遣を目的とする特任連携会員の選考要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 特任連携会員の選考

日本学術会議を代表して国際会議等における特定の業務のために会員、連携会員以外の専門家を派遣する際には、所与の目的を果たすべく適任者を選考することとする。

(2) 特任連携会員の任期

国際会議等への代表派遣を目的とする選考において特任連携会員を任命するときには、その任期は派遣準備から出張報告提出までの必要最小限の短期間に限定することとする。

(別に定める会議)

**第4** 第1項及び「日本学術会議の運営に関する内規」(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第6条の2第1項第1号に規定する「別に定める会議」は、次の各号のとおりとする。

(1) 若手アカデミーに係る特任連携会員の推薦の場合 若手アカデミー運営分科会

(その他)

**第5** 特任連携会員の推薦は、次の各号により行うものとする。

- (1) 推薦は、「特任連携会員の推薦様式について」(平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定)で定める推薦様式により行うものとする。
- (2) 第2項及び第3項の選考要件に適合しない場合には、第1項の推薦を行う各部等は、前号の推薦様式に加えて理由書を提出し、幹事会で事前に協議する。

#### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。施行日以前の幹事会に議案提出された特任連携会員の推薦様式については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年4月10日日本学術会議第191回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成27年9月18日日本学術会議第218回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成27年11月27日日本学術会議第221回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成30年6月28日日本学術会議第265回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。